

子どもの貧困対策調査特別委員会 最終報告（骨子案）

1 委員会の取組経過

- (1) 特別委員会の設置目的、重点調査項目
- (2) 調査経過、概要

2 委員会の意見

- ・子どもの貧困対策において、貧困の連鎖を解消することが最も重要である。
- ・本当に支援を必要としている子どもたちやその家庭をどのように見つけ出し、どのように支援を届けるかが課題。その際、教育と福祉の連携は重視すべきポイントとなる。

(1) 学習支援と子どもの居場所づくり

子どもたちが社会から孤立することがないように、安心して過ごせる居場所を提供するシステムが地域社会に求められる。

また、学力向上につながるさまざまな取組は、貧困の連鎖を断ち切るうえで重要な取組として意識していく必要がある。

①居場所モデル

地域で持続可能な「居場所」を提供し続けるためには、子どもたちやその家族の身近に存在し、時には困りごとの相談ができるような関係や環境の構築が必要であることから、集会所や隣保館、市民センターなど、既存の（公共）施設を活用したモデル事業を推進する。運営にあたっては、高齢者や若者、学校関係者、福祉関係者など、地域のさまざまな人材が関わることで、子どもたちを地域で育てる意識の醸成を図ることが必要である。

また、学習支援事業への参加に躊躇を感じる子どもや家庭もあることから、まずは安心して過ごせる居場所づくりを進め、その先に学習支援や食事の提供があるといった事業展開の検討も必要である。

なお、安心して過ごせる居場所としては、子ども食堂や放課後児童クラブなども位置付けることができるので、地域性などを考慮したうえで、これらとの連携なども視野に入れるべきである。

②学習支援事業

県内で既に実施している市町のノウハウを活かし、未実施の市町への水平展開を支援するとともに、既に実施している市町においても、より利用しやすい事業となるよう検証を行う必要がある。

(2) 包括的な支援の在り方

貧困の状態にあるかどうかの見極め（線引き）が難しく、支援を必要としている子どもやその家庭に、ピンポイントで支援を届けることが困難な現状において、包括的な支援は、（支援を必要としている子どもや家庭に）直接届けることができる、有効な支援とならなければならない。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援を早急に充実させなければならない。

①児童扶養手当の毎月支給

ひとり親家庭の生活の安定のために支給されている児童扶養手当については、法律で年3回の支給と定められているが、現に家計を安定させるためには、毎月の収入の波を低くし、収入と支出のバランスをとることが重要であり、現在の支給方法では、受給する側にとって使い勝手の良いものとはなっていない。

支給回数を含めた改善検討を早急を実施し、法律を改正するよう国に要望する。

②子ども医療費窓口無料化

すべての子どもたちが安心して医療を受けられるよう、医療費の現物支給制度導入（窓口無料化）にかかる国庫負担金等の減額の撤廃と、自治体によって差が生じている医療費助成制度の法制度化について国に要望する。

また、東海地方で唯一窓口無料化が実現していない三重県においても、早期に子ども医療費の窓口無料化が実施されるよう、実現可能な手段の検討を進める必要がある。

③入学準備金の入学前支給

経済的に苦しい家庭を対象にした就学援助制度のうち、小中学校入学時に制服などを購入するための「入学準備金」については、多くの場合、入学後の4月以降に支給されているが、入学前の本当に必要な時期に支給されるよう、県内の市町に働きかける必要がある。

④県民向け啓発

子どもの貧困問題は、現実に三重県でも存在する緊急かつ重要な問題であり、他人事ではなく、自分事であることを広く県民の皆さんに実感してもらうため、シンポジウムの開催などを通じて啓発を行い、関係者の生の声や実態を届ける機会を充実させる必要がある。

⑤ワンストップ支援機関の設置、支援先の情報提供・連携

生活困窮者支援対策の窓口設置が進められているが、子どもの貧困対策も含め、支援の必要な子どもや家庭へのワンストップの支援窓口となるよう、市町や学校、関係機関等との連携協力を進める必要がある。

また、支援に携わる職員のスキルアップなど、専門性向上の支援も重要である。

このほか、行政だけでなく、NPO等とも連携し、県内の支援情報の提供を行うなど、支援を必要とする人が自らアクセスしやすい環境の構築を図る必要がある。

⑥児童養護施設の子どもたちの自立支援

児童養護施設に入所している子どもたちは、18歳で退所する際、進学・就職どちらの場合も、本来得られるはずの親の支援がなく、衣食住のすべてにおいて完全な自立を迫られ、また、進学した場合の退学率や就職した場合の離職率も他に比べて高くなっている。

現在、退所後の支援は多くの場合、施設の職員がボランティアで行っている状況にあり、十分な支援ができていたとは言い難い。施設退所後、社会でしっかり自立できるまで継続支援を行うことのできる「支援員」を配置するなど、退所後も子どもたちの拠り所となるような支援を充実させる必要がある。

また、入所中の児童に職業体験の機会を設けるなど、社会とのつながりや将来の職業意識の形成に寄与する事業を実施するべきである。

※その他、自立支援貸付事業の返済免除までの期間短縮や、身元保証の問題等
具体の提案は知事への提言（申し入れ）で対応

(3) 就労支援

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点から見ても重要であることから、ひとり親の生活の安定につながる就労支援を実施する必要がある。

ひとり親家庭の生活を安定させるためには、父母がパートやアルバイトではなく、正規の職員・従業員として一定水準の収入を得ることが必要となる。国家資格等の職業資格は、就職や転職の際にも有効であるため、高等職業訓練促進給付金の活用など、資格の取得を支援する制度の周知を図ることも必要である。

なお、これらの給付金については、生活に直結する給付であることから、一層の充実を国に要望する。

3 結語（まとめ）

①実態把握

- ・ 支援を必要とする子どもや家庭の生活実態、市町が取り組む上での連携協力など
- ・ 県として対策を進めるための調査を行い、実態把握を進めること

②財源確保

- ・ 財源確保の工夫（寄附、基金創設等）について

③子どもに直接届く支援

- ・ 食事や居場所を提供する行政やNPO等支援団体の情報に直接アクセスできるツールなど